委託業務成績評定結果に対する説明請求処理要領

(平成16年 4月 1日) (令和 4年 4月 1日改定) 土木部長

第1 委託業務成績評定の報告について

- 1 最終評定者は、業務成績評定表において極端な点数が認められた場合は、 検査命令権者に報告しなければならない。
- 2 報告を受けた検査命令権者は、評定内容を確認するため業務監督所属長及 び検査命令権者が認める者において、評定の内容を確認しなければならない。
- 3 報告された業務成績評定表は、評定の内容を確認した後に受注者に通知することとする。

第2 委託業務成績評定説明請求対象業務

- 1 高知県土木設計等委託業務成績評定要項により、評定結果を通知された業務とする。
- 2 説明請求できる者は、同通知を受けた者とする。

第3 説明請求手続き

- 1 説明請求は、別紙様式1により文書で提出されたものについてのみ行い、 口頭等によるものは行わない。
- 2 説明請求書は、対象業務監督所属長(以下、所属長。)への提出とし、所 属長は遅滞なく検査命令権者に報告する。
- 3 説明請求のできる期間は、業務成績評定の通知を受けた日から起算して 14日(「休日」を含む。)以内とする。
- 4 回答の期間は、説明説明請求があった日から14日以内に様式2によるものとする。
- 5 前項の回答に対してなお不服のある者は、再説明請求を当初説明請求の 回答通知を受け取った日の翌日から起算して7日以内に様式1(様式1を 準用)により、知事に対して行うことができる。
- 6 再説明請求書が提出された時は、所属長は遅滞なく検査命令権者に回付する。

第4 説明請求書の審査

1 説明請求に対する審査機関として、検査命令権者を議長とする「委託業務成績説明請求検討会議」を設け、審査結果をもとに回答を行う。

- (1)検査命令権者が所属長の場合は、次長等、技査、委託担当課長、契約 担当課長、その他議長が認める者、又は、技術課長補佐、技査等、契約 担当チーフ、その他議長が認める者をもって構成する。
- (2)検査命令権者が建設検査長もしくは技術管理課長の場合の会議委員は、 技術管理課長、所属長、次長等、及び契約担当チーフ、その他議長が認 める者をもって構成する。
- 2 再説名請求に対する審査機関として、高知県土木設計等委託業務検査(平成13年4月1日訓令第14号2)第12条第2項に定める「検査処置検討会議」の事業担当部局長が議長を務める会議委員をもって構成し、その審査結果をもとに再回答を行う。
- 3 審査の庶務は、技術管理課において処理する。

第5 雑則

この要領に定めるもののほか、委託業務の成績評定の実施に関し、別に必要な細目を定めることができる。

第6 附則

この要領は、平成16年4月1日以降の委託業務成績評定結果について適用する。

この要領は、令和4年4月1日以降の委託業務成績評定結果について 適用する。

委託業務成績評定結果説明請求書

令和 年 月 日

高知県知事 濵田 省司 様

住所 商号又は名称 代表者氏名 電話番号

委託業務成績評定について、評定結果に不服がありますので、下記の事項について説明を求めます。

記

発注機関名		
業務番号	第	号
委託業務名		
委託場所		
説明を求める事項		
説明請求理由		

委託業務成績評定結果説明請求回答書

説明請求者

樣

高知県知事

委託業務成績評定結果については、下記のとおりです。

記

発注機関名				
業務番号		;	番	号
委託業務名				
委託場所				
説明請求申立者				
住所、氏名				
説明請求内容				
説明内容				
	l			